

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

我が国の総人口は、平成20年の1億2,808万人をピークとして減少の局面に入り、平成30年には1億2,644万人まで減少しています。特に年少人口（0～14歳）においては総人口の12.2%にまで落ち込んでいます。

また、合計特殊出生率では、平成17年に1.26と最低値を記録した後、平成29年には1.43まで持ち直しました。

しかしながら、出生者数では、平成29年には946,065人と過去最低の出生者数となっています。

国では、少子化に歯止めをかけるため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」及び地域における子育て支援の強化を図るための「児童福祉法の一部を改正する法律」を制定して全国の市町村に子育て支援のための計画策定を義務付けたほか、平成24年8月には「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる「子ども・子育て関連3法」を整備し、平成27年度を初年度とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」が始まりました。

その後、子育て世代の貧困や所得格差の拡大、児童虐待が深刻化するなど、多くの問題が表面化するとともに、少子化対策に歯止めをかけるべく、国では、幼児の教育・保育の無償化を柱とした「子ども・子育て支援法」の改正案が令和元年5月10日に可決・成立しました。

また、令和元年6月12日には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正案、令和元年6月19日には児童虐待防止対策の強化を図るため「児童福祉法」等の改正案が可決・成立し、関連施策の強化が進められています。

本市においては、平成16年度に「沼津市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成21年度には「沼津市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子どもの成長と子育てを社会全体で支援し、健やかで心豊かな子どもを育むための環境整備に取り組んできました。

さらに、平成26年度には第1期の「沼津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、多様化する子育て事情に対応する環境づくりを進めるとともに、中間期にあたる平成29年度には数値目標の見直しを行いました。

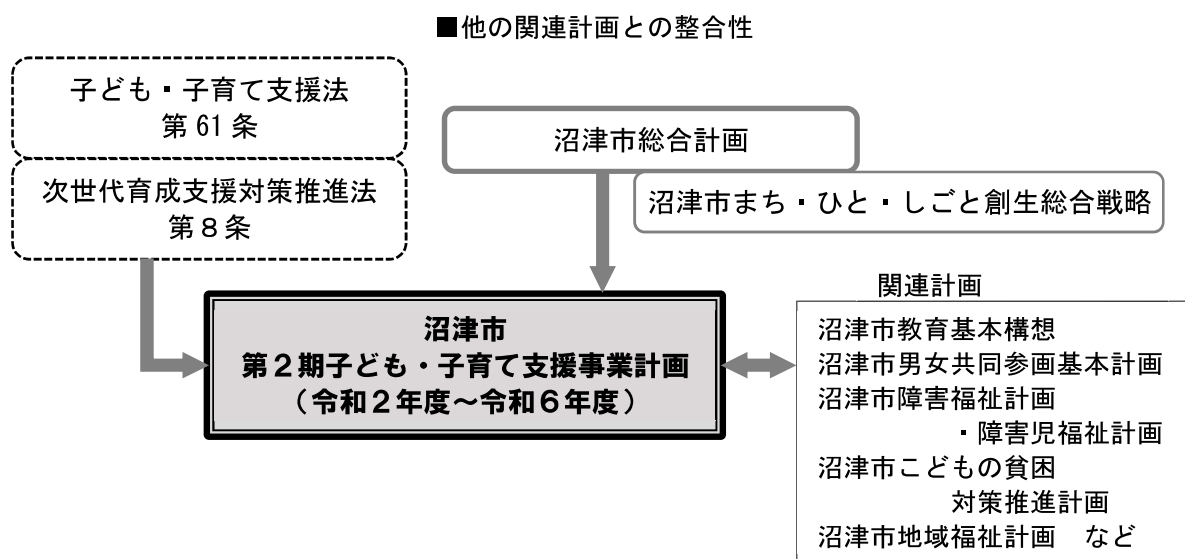
第1期の「沼津市子ども・子育て支援事業計画」は平成31年度（令和元年度）を最終年度としていることから、新たに「第2期 沼津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市の現状やニーズに即した子育て関連施策を推進していきます。

2 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」としての性格も併せ持ちます。

なお、計画策定にあたっては、「沼津市総合計画」や「沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「沼津市男女共同参画基本計画」、「沼津市障害福祉計画及び沼津市障害児福祉計画」その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。



3 計画の期間

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画について、同法の施行の日から5年を1期として作成することが定められています。

当初計画が平成 27 年度から平成 31 年度（令和元年度）までであったことから、本計画は令和 2 年度から令和 6 年度までの5年間とします。なお、実施状況は、毎年度評価・検証を行い、計画中間年度の令和 4 年度を目途に中間見直しを行うものとし

